

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

片品村長 梅澤志洋

市町村名 (市町村コード)	片品村 (10443)
地域名 (地域内農業集落名)	第1区 (須賀川・御座入・菅沼・築地・下平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・山際の畠は日照不足で作物が育たないため、年々鳥獣が増え、特にイノシシ、シカ、サルの食害や踏み抜きなど被害が深刻となっている。収穫が出来ず、耕作しなくなった農地は荒廃化し、獣の隠れ場所となっており、荒廃農地と隣接した林の整備が必要である。
- ・狭小な畠が多く点在し、すべての畠に電気柵(サル対策は電気柵を2重にする必要がある。)を設置するには、費用と時間がかかり、個々での獣害対策は限界があり、地域での対策も必要である。
- ・労働力不足で作付品目の選定が必要である。
- ・土地改良等で整備した農地は借り手がいるが、狭小で条件が悪い農地は借り手がいない。新たな担い手の受け入れ体制を整えるには、農業用水の確保が必要である。
- ・土地改良等で整備した田も用水路が老朽化しており、下流に水が行かないと稻を作らなくなり、荒廃農地が増加する恐れがあるため、用水路の整備が必要である。
- ・地主が農地中間管理機構を知らないので周知と活用メリットを明確に説明する必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・野菜(トマト・トウモロコシ・ダイコン・ホウレンソウ等)及び花卉(アジサイ等)を主要作物とし、トマト及び花卉についてハウス栽培を確立する。農地利用の効率化及び農業経営負担軽減を図ることを目的に、団地化を形成する。
- ・認定農業者等の今後農業を担う者を中心に集約化の検討を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	304.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地に隣接する農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・上郷地区的農業用水整備を推進しながら、農地利用を認定農業者や認定新規就農者が中心として担い、中心経営体以外の農業者にも担っていただく。
- ・御座入集落は入作を希望する認定新規就農者の受け入れも推進していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地所有者へ活用メリットを周知のうえ、条件が整えば農地中間管理機構の活用を検討していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・上郷地区的農業用水整備を推進するため、勉強会等開催し推進組織の設立を検討していく。
- ・畠横の荒れた山林を耕作条件を整えるため、里山整備の活用を検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、片品村及び利根沼田農業事務所、利根沼田農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農作業委託を受けられる事業者等があれば、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①農作物被害が多いため地域で協力して、わな免許取得を推進し鳥獣対策を検討していく。獣の隠れ場所となる畠横の荒れた山林の整備を検討していく。
- ②地域として取り組める事業及び補助事業等の活用を検討していく。
- ③導入及び運用に向けて、補助事業等を活用できるよう検討を進めていく。
- ④補助事業等を活用し、輸出に向けて検討をしていく。
- ⑤遊休農地等を有効利用できるよう、補助金等を活用し検討をしていく。
- ⑥補助金等の活用を検討しながら、地区で育成ができる作物等を検討していく。
- ⑦地域の農地・水路・農道や鳥獣防護柵などを共同で維持管理するため、多面的機能支払制度の活用を継続し、地域によっては活用を検討していく。
- ⑧補助金等を活用し、必要な農業用設備の整備を検討していく。
- ⑨営農型太陽光発電施設が設置されていることについて、確認した。